

小川町設計委託最低制限価格制度実施要綱

〔令和3年3月30日〕
告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・調査・測量業務委託 測量、建築関連コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務をいう。
- (2) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたものをいう。

(対象)

第3条 この告示は、設計金額が1,000万円以上の設計委託の請負契約を締結しようとする入札の際、町長が必要と認める場合において適用する。ただし、総合評価方式による入札及び単価契約による入札は除く。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次に掲げる事項により定めるものとする。

- (1) 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①欄から④欄までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じた額とする。
- (2) 決裁権者が特別なものと認めた場合については、前号の規定にかかわらず、予定価格に3分の2から10分の9のまでの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。
- (3) 算出に当たっては、第1号の規定により別表①欄から④欄までに掲げる額を

合計した段階で1,000円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

- (4) 第1号ただし書に該当する場合及び第2号の決裁権者が特別なものと認めた場合については、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、端数整理後の額が予定価格の税抜きに3分の2を乗じた額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格を設けたときは、入札公告又は指名通知書等、適宜の方法により周知するものとする。

(落札者の決定等)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、政令第167条の10第2項(政令167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者を落札者としめない旨を告げるものとする。

- 3 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、くじによるものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格は、落札者決定後に速やかに公表するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（適用区分）

2 この告示は、施行日以後、入札公告又は指名通知をした入札から適用する。

附 則（令和8年告示第37号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	/
建築関係の建設コンサルタント業務（設計含む）	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
※ 土木関係の建設コンサルタント業務（設計含む）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額
※ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注1 上記①欄から④欄までは、1円未満を切り捨てた額とする。

注2 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①欄から④欄までを一括合計した金額とする。

注3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③欄によって算出する。